

福生市耐震改修促進計画（案）

令和4年3月改定

福 生 市

はじめに

令和4年3月

福生市長 加藤 育男

福生市耐震改修促進計画

目 次

計画の概要	1
第1章 想定される地震の規模・被害の状況	2
第2章 耐震化の現状及び目標	8
1 耐震化の現状	
2 耐震化の基本方針	
3 耐震化の目標	
第3章 耐震化の取組方針	17
1 民間建築物における耐震化の取組方針	
2 公共建築物における耐震化の取組方針	
第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開	22
1 耐震化率の向上のための基本的な取組	
2 耐震改修に対する支援	
3 耐震化に係る啓発	
4 耐震化に係る関連施策の推進	

巻末資料

福生市公共建築物一覧

特定既存耐震不適格建築物・要緊急安全確認大規模建築物基準一覧

(法第14条、第15条、附則第3条)

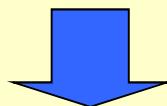
東京都・多摩地区の想定被害状況(建物被害等)

用語解説

【本計画書の構成】

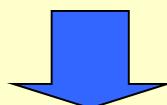
第1章 想定される地震の規模・被害の状況

今後発生が予想される首都直下地震発生時における福生市の被害状況などについて整理する。



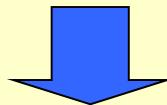
第2章 耐震化の現状及び目標

福生市内の建築物の耐震化の現状を整理した上で、令和7年度までの耐震化の基本方針及び耐震化率の目標について設定する。



第3章 耐震化の取組方針

公共建築物及び民間建築物の耐震化に向けた取組方針について整理する。



第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

耐震化に係る総合的な取組について、令和3年度までの取組内容を振り返り、令和7年度までの耐震改修の支援などの施策内容について整理する。

計画の概要

1 計画の目的

福生市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、福生市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画（令和3年3月一部改定。以下、同様。）及び福生市地域防災計画※1との整合性、また福生市国土強靭化地域計画※2との関連性のある計画として位置付ける。

3 計画の期間

本計画は、既存建築物の耐震性を向上させることにより、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを目指すもので、計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

＜対象区域・対象建築物＞

本計画の対象区域は、福生市全域とする。対象建築物は、新耐震基準※3（昭和56年6月施行）前に建てられた建築物とする。ただし、必要に応じ新耐震基準以降のものであっても対象とする。なお、国、東京都等が所有する公共建築物については、原則、建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

福生市耐震改修促進計画対象建築物

種類	内容
住宅	戸建住宅（長屋住宅を含む。）及び共同住宅
民間特定既存耐震不適格建築物 (民間特定建築物)	多数の者が利用する一定規模以上の建築物又は特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物のうち、民間が所有する建築物
要安全確認計画記載建築物 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物
公共建築物	市立小・中学校、市営住宅（除却予定のものは除く。）等、市が所有する公共建築物（小規模なもの、公園のトイレ等を除く）

※1 福生市地域防災計画：市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画。（平成30年12月修正）

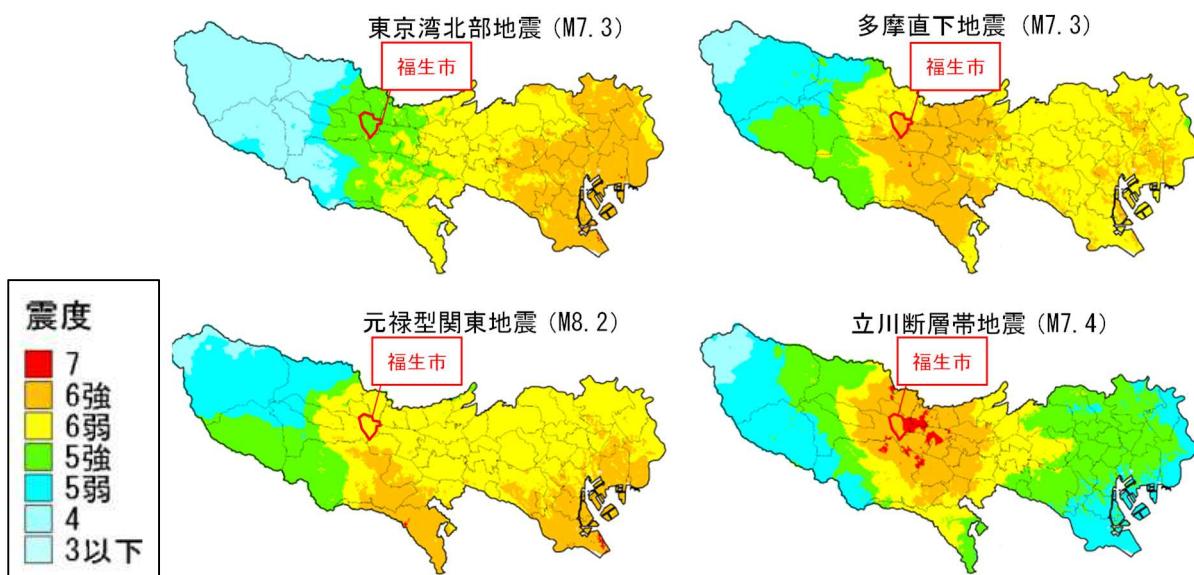
※2 福生市国土強靭化地域計画：市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画。（令和3年9月策定）

※3 新耐震基準：昭和56年6月、地震に対する建物の耐震性能の基準を定めた建築基準法が大幅に改正され、このとき定めた建築基準法を一般的に新耐震基準と呼ぶ。

第1章 想定される地震の規模・被害の状況

1 地震の規模・被害の状況

首都直下地震等による東京の被害想定(東京都防災会議平成24年4月公表)において、東京湾北部地震(M7.3)、多摩直下地震(M7.3)、元禄型関東地震(M8.2)及び立川断層帯地震(M7.4)の震度分布、被害想定等が作成されている。



これらの地震について、東京都耐震改修促進計画では、18時、風速8m/秒における被害量が用いられているため、本計画においてもこれに準拠する。

福生市で、被害の最も大きい立川断層帯地震による被害を以下に示す。これによると、建物全壊棟数1,372棟、焼失棟数(倒壊建物を含む。)1,406棟、死者84人、負傷者は775人、エレベーター閉じ込め台数7台と想定されている。

福生市の想定被害状況（地震の規模等）

福生市の想定被害状況	単位	東京湾 北部地震	多摩 直下地震	元禄型 関東地震	立川断層 帯地震
マグニチュード	M	7.3	7.3	8.2	7.4
最大震度	震度	6弱	6強	6弱	7
季節	-	冬	冬	冬	冬
時刻	-	18時	18時	18時	18時
風速	m/s	8	8	8	8
夜間人口	人	59,796	59,796	59,796	59,796
昼間人口	人	52,442	52,442	52,442	52,442
面積	km ²	10.2	10.2	10.2	10.2
震度別面積率	5弱以下 %	0.0	0.0	0.0	0.0
	5強 %	99.4	0.0	0.0	0.0
	6弱 %	0.6	13.1	100.0	0.0
	6強 %	0.0	86.9	0.0	72.5
	7.0 %	0.0	0.0	0.0	27.5

福生市の想定被害状況（建物被害等）

福生市の想定被害状況		単位	東京湾 北部地震	多摩 直下地震	元禄型 関東地震	立川断層 帯地震
建物棟数	木造	棟	11,631	11,631	11,631	11,631
	非木造	棟	3,475	3,475	3,475	3,475
	計	棟	15,106	15,106	15,106	15,106
原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	0	418	143	1,361
	液状化	棟	0	0	0	0
	急傾斜地崩壊	棟	2	11	7	12
	計	棟	2	429	151	1,372
原因別建物半壊棟数	ゆれ	棟	17	1,292	1,093	1,591
	液状化	棟	0	0	0	0
	急傾斜地崩壊	棟	4	25	17	26
	計	棟	20	1,317	1,110	1,617
ゆれ 建物全壊棟数	木造	棟	0	369	131	1,200
	非木造	棟	0	49	12	160
ゆれ 建物全壊率	木造	%	0.0	3.2	1.1	10.3
	非木造	%	0.0	1.4	0.4	4.6
火災	出火件数	件	0	6	2	8
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	21	488	129
		倒壊建物を含まない	棟	21	475	127
	喪失率(倒壊建物を含む場合で算出)	%	0.1	3.2	0.8	9.1

福生市の想定被害状況（人的被害等）

福生市の想定被害状況		単位	東京湾 北部地震	多摩 直下地震	元禄型 関東地震	立川断層 帯地震
死者	ゆれ・液状化・建物被害	人	0	17	6	55
	急傾斜地崩壊	人	0	1	0	1
	火災	人	0	10	3	28
	津波	人	-	-	0	-
	ブロック塀等	人	0	0	0	0
	屋外落下物	人	0	0	0	0
	屋内収容物（参考値）	人	0	1	1	1
	計	人	1	28	9	84
負傷者	ゆれ・液状化・建物被害	人	3	330	211	673
	急傾斜地崩壊	人	0	1	1	1
	火災	人	1	15	4	87
	ブロック塀等	人	2	8	5	12
	屋外落下物	人	0	0	0	1
	屋内収容物（参考値）	人	4	24	13	30
	計	人	6	355	221	775
重傷者	ゆれ・液状化・建物被害	人	0	33	11	109
	急傾斜地崩壊	人	0	0	0	0
	火災	人	0	4	1	24
	ブロック塀等	人	1	3	2	5
	屋外落下物	人	0	0	0	0
	屋内収容物（参考値）	人	1	5	3	6
	計	人	1	41	15	138
避難者	発生数	人	652	10,087	5,737	23,213
帰宅困難者	滞留者数	人	41,779	41,779	41,779	41,779
	帰宅困難者数	人	10,596	10,596	10,596	10,596
閉じ込めににつながり得るエレベーター停止台数	台	2	5	4	7	
災害時要援護者	死者数	人	0	16	5	49
自力脱出困難者	発生数	人	0	131	45	427
震災廃棄物	万 t	0	15	7	35	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

資料) 首都直下地震等による東京の被害想定（東京都防災会議平成24年4月）

次に、東京都全体、多摩地区及び福生市の各データを比較した。

立川断層帯地震における全壊棟数の割合をみると、東京都全体が木造 1.5%・非木造 0.5%、多摩地区が木造 3.8%・非木造 1.9%、福生市は木造 10.3%・非木造 4.6%であり、福生市の建物全壊率が高い数値を示している。

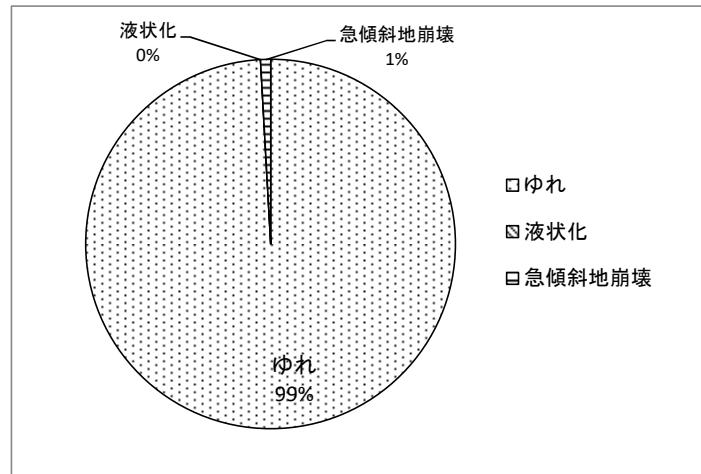
全壊棟数及び全壊棟率

	全棟数		ゆれ全壊棟数		ゆれ建物全壊率	
	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
福生市	11,631	3,475	1,200	160	10.3%	4.6%
多摩地区	790,186	209,098	30,080	3,894	3.8%	1.9%
東京都	2,011,459	814,962	30,443	3,956	1.5%	0.5%

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

福生市・全壊の原因

福生市の全壊の原因については、そのほとんどが「ゆれ」によるものとなっている。



建物焼失棟数でみると、東京都全体が 1.9%、多摩地区が 4.9%であるのに対し、福生市は 9.1%と、福生市の喪失率が高い数値を示している。

火災延焼による建物被害（倒壊建物を含む。）

	焼失棟数	喪失率
福生市	1,406	9.1%
多摩地区	48,850	4.9%
東京都	53,302	1.9%

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

また、地震における死者・負傷者・重傷者は以下のようになっている。

人的被害（死者）

	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）
福生市	84	55	1	28	0	0	1
多摩地区	2,460	1,403	62	973	21	1	63
東京都	2,582	1,417	66	1,056	42	1	119

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

人的被害（負傷者）

	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）
福生市	775	673	1	87	12	1	30
多摩地区	28,452	23,950	78	3,649	727	48	1,315
東京都	31,690	26,183	82	3,922	1,453	49	2,226

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

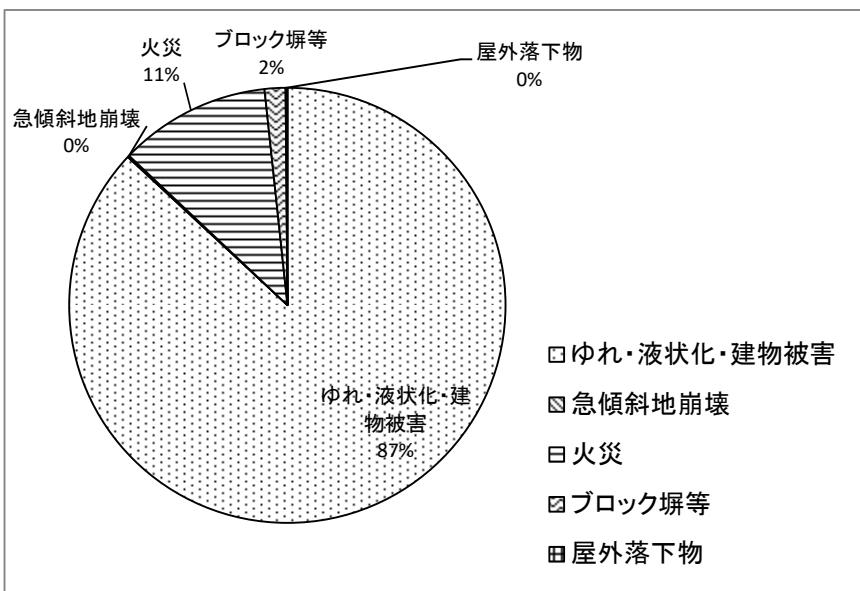
人的被害（重症者）

	計（人）	ゆれ・液状化建物被害	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀等	屋外落下物	屋内収容物（参考値）
福生市	138	109	0	24	5	0	6
多摩地区	4,272	2,926	39	1,019	284	5	285
東京都	4,668	2,959	41	1,096	567	5	450

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

福生市の負傷者の被害原因をみると、「ゆれ・液状化・建物被害」、「火災」による負傷がほとんどである。

福生市における立川断層帯地震の負傷者の原因



立川断層帯地震では、福生市において、全壊・全焼の被害が、東京都全体及び多摩地区に比べて高い数値となっており、ゆれによる建物被害及び火災によって、死者者・負傷者が発生することが想定されている。

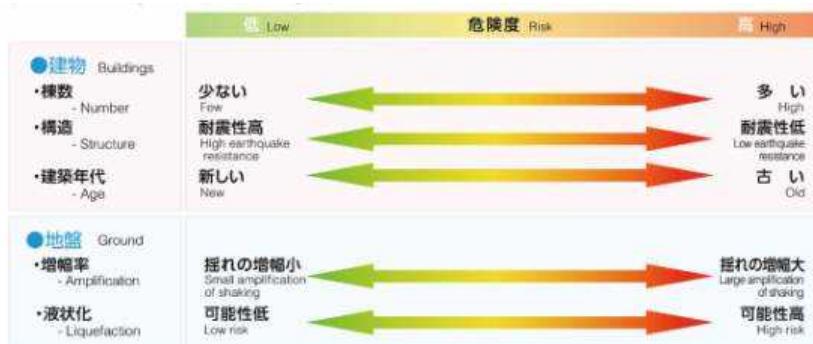
このことから、将来にわたり市民の安全性の確保を図る意味において、市内建築物の耐震化の促進、屋内収容物による被害を少なくするための対策等を講じていくことが重要であるといえる。

2 各地区被害の危険性

東京都の地震に関する地域危険度測定調査報告書では、町丁目単位で「建物倒壊危険度」「火災危険度」、「総合危険度」、「災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度」及び「災害時活動困難度を考慮した総合危険度」について、ランク付けが行われている。

建物倒壊危険度ランクは棟数の「多い・少ない」、耐震性の「高い・低い」建築年代の「新しい・古い」、ゆれの增幅の「大・小」及び液状化の可能性の「高い・低い」を基に設定されており、ランクは「5」が最も危険度が高く、「1」が最も危険度が低くなっている。福生市ではランク「3」が1地区、ランク「2」が4地区、ランク「1」が14地区となっている。

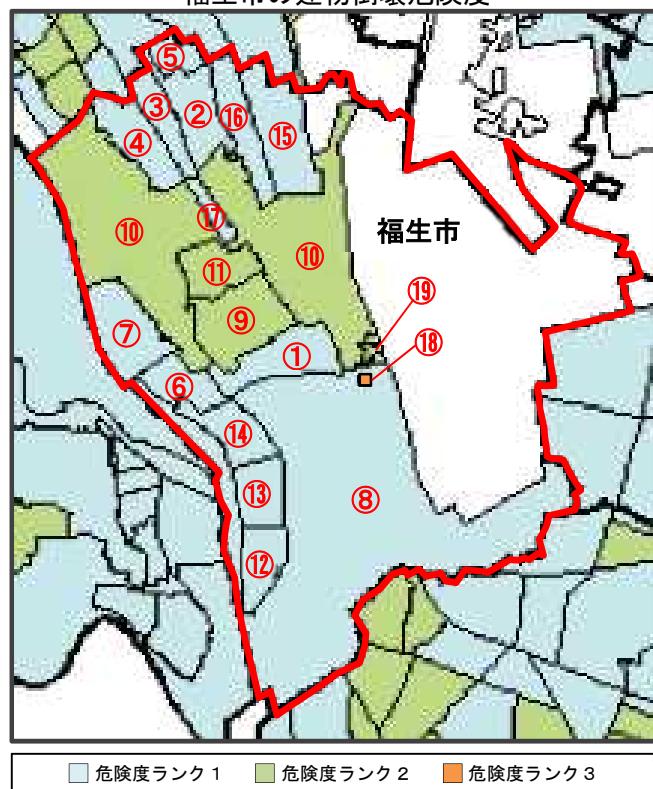
建物倒壊危険度の算出項目



福生市建物倒壊危険度ランク

図上番号	町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度ランク
①	牛浜	台地 1	1
②	加美平一丁目	台地 1	1
③	加美平二丁目	台地 1	1
④	加美平三丁目	台地 1	1
⑤	加美平四丁目	台地 1	1
⑥	北田園一丁目	沖積低地 1	1
⑦	北田園二丁目	沖積低地 1	1
⑧	大字熊川	台地 1	1
⑨	志茂	台地 1	2
⑩	大字福生	台地 1	2
⑪	本町	台地 1	2
⑫	南田園一丁目	沖積低地 1	1
⑬	南田園二丁目	沖積低地 1	1
⑭	南田園三丁目	沖積低地 1	1
⑮	武藏野台一丁目	台地 1	1
⑯	武藏野台二丁目	台地 1	1
⑰	東町	台地 1	1
⑱	大字熊川二宮	台地 1	3
⑲	大字福生二宮	台地 1	2

福生市の建物倒壊危険度



資料) 地震に関する地域危険度測定調査（第8回）(東京都都市整備局平成30年2月)

第2章 耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められている。

これらの法令は逐次改正されてきたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正された。

この基準によって建築された建築物は阪神・淡路大震災などその後の大きな地震でもおおむね耐震性を有するとされている。

一方、この改正の前に建築された建築物は阪神・淡路大震災などの地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされている。

(1) 住宅の耐震化の状況

市内に建築されている令和2年度における住宅30,271戸のうち、新耐震基準以降に建築された住宅は22,600戸(74.7%)、新耐震基準前に建築された住宅は7,671戸(25.3%)である。

そのうち、耐震性が不十分と判断される住宅が3,785戸存在すると見込まれることから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要である。

耐震性のある住宅の割合

(単位：戸)

分類	令和2年度 の住宅戸数 ①	新耐震基準 以降住宅 (耐震性あり) ②	新耐震基準前住宅		耐震性の ある住宅 ②+③=④	割合 ④/①	
			耐震性あり ③	耐震性不十分 ③			
木 造	13,342	9,339	4,003	*1,689	2,314	11,028	82.7%
非木造	16,929	13,261	3,668	*2,197	1,471	15,458	91.3%
計	30,271	22,600	7,671	3,886	3,785	26,486	87.5%

※ この表は、令和3年1月1日時点の課税データ（令和3年度用 固定資産税）（課税課）を基に算定した。

※ 平成30年住宅・土地統計調査（東京都）における耐震化率（新耐震基準前の建築物の耐震診断した総数のうち、

耐震性が確保されていた割合（「耐震性あり」の割合は、木造42.2%、非木造59.9%）を用いて、新耐震基準前住宅の総数に乘じることで、新耐震基準前住宅のうち耐震性ありの住宅数が推計される。

(2) 民間特定建築物の耐震化の状況

法第14条に定められている特定建築物のうち、不特定多数の人が利用する建築物等については、震災時の被害が甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を促進する必要がある。

市内の民間特定建築物の対象棟数は189棟である。そのうち、174棟（92.1%）については耐震性があると見込まれる。

今後、市では、これらの民間特定建築物について、各所管行政庁や関係団体と連携しながら、耐震化促進のための支援を検討するものとする。

民間特定建築物の耐震化率の算定と目標

(単位：棟)

用途	対象建築物 数	耐震性あり	耐震性不十分等 (新耐震基準前)	耐震化率
病院、診療所 老人ホーム、児童福祉 施設等	13	13	0	100.0%
博物館、美術館、百貨 店、マーケットその他 の物品販売業を営む店 舗	6	4	2	66.7%
ホテル、旅館	1	1	0	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に 限る）、寄宿舎、下宿	154	141	13	91.6%
体育館、幼稚園、保育所	15	15	0	100.0%
計	189	174	15	92.1%

※令和2年度末特定建築物定期報告（東京都）、課税データ（令和3年度用固定資産税）（課税課）、保育所等の耐震化状況に関するデータ（子ども育成課）を基に算出した。

(3) 公共建築物の耐震化の状況

福生市所有の公共建築物については、令和2年度末現在 72 施設（巻末資料参照）のうち、新耐震基準前の建築のものは 27 施設（公益質屋備蓄庫（ひふみ倉庫）を除く。）あり、耐震診断及び耐震補強は全て実施済みとなっている。

市有建築物耐震診断及び耐震補強実施状況（新耐震基準前の建築のもの）

名 称	建築年	階数 地上(地下)	延べ床 面積 (m ²)	耐震診断 実施・ 未実施	補強 必要	耐震 補強	備考	
さくら会館	昭和 45.6	3 (1)	1,953.9	実施	有	済		
保健センター	昭和 52.9	2	1,428.1		有	済		
中央体育館	昭和 48.1	2	4,403.4		有	済		
第三分団車庫	昭和 55.3	2	158.7		無	—		
第一分団車庫	昭和 56.3	2	159.1		無	—		
第二市営住宅1号棟	昭和 55.12	3	5,236.1		無	—		
第二市営住宅2号棟	昭和 55.12	3			無	—		
第二市営住宅3号棟	昭和 55.12	3	5,841.7		無	—		
第二市営住宅4号棟	昭和 55.12	3			無	—		
市民会館	昭和 52.3	3 (2)	6,985.5		有	済		
白梅会館	昭和 55.3	2	570.6		無	—		
かえで会館	昭和 56.7	2	443.6		無	—		
わかぎり会館	昭和 51.3	2	577.0		無	—		
わかたけ会館	昭和 52.3	2	676.0		無	—		
子ども応援館	昭和 53.9	2	689.1		有	済		
松林会館	昭和 54.3	2	564.3		無	—		
中央図書館	昭和 54.11	2	3,125.4		無	—		
公益質屋備蓄庫	昭和 39.3	2	77.1	未実施	—		(ひふみ倉庫) 無人施設のため対象外	

参考) 財産台帳（契約管財課）

小・中学校等耐震診断及び耐震補強実施状況

名 称		建 築 年 度	耐 震 診 断 実 施 年 度	補 强 必 要	耐 震 补 强 (補強年度)
第一 小 学 校	校 舎	昭和 37-38	平成 8	有	済 (平成 10-11)
	体 育 館	昭和 55	平成 8	無	
	新 校 舎	昭和 56	新耐震	無	
第二 小 学 校	校 舎	昭和 39-41	平成 9	有	済 (平成 10)
	体 育 館	昭和 56	新耐震	無	
	新 校 舎	昭和 51	平成 9	無	
第三 小 学 校	校 舎	昭和 40-令和元	平成 9	有	済 (平成 11-12)
	体 育 館	昭和 57	新耐震	無	
第四 小 学 校	校 舎	昭和 41-53	平成 10	有	済 (平成 12)
	体 育 館	昭和 58	新耐震	無	
第五 小 学 校	校 舎	昭和 43-平成 1	平成 10	有	済 (平成 11)
	体 育 館	昭和 59	新耐震	無	
第六 小 学 校	校 舎	昭和 44-50	平成 11	有	済 (平成 12)
	体 育 館	昭和 60	新耐震	無	
第七 小 学 校	校 舎	昭和 48-56	平成 10	有	済 (平成 11)
	体 育 館	昭和 62	新耐震	無	
第一 中 学 校	校 舎	昭和 39-40	平成 8, 9	有	済 (平成 10-11)
	体 育 館	昭和 48	平成 9	無	
	新 校 舎	昭和 55	平成 8	無	
	ランチルーム	平成 15	新耐震	無	
第二 中 学 校	校 舎	昭和 39-58	平成 10	有	済 (平成 12)
	体 育 館	昭和 54	平成 10	無	
	ランチルーム	平成 16	新耐震	無	
第三 中 学 校	校 舎	昭和 48-61	平成 9	有	済 (平成 10)
	体 育 館	昭和 49	平成 8	有	済 (平成 9)
	ランチルーム	平成 17	新耐震	無	
	通 級 指 導 室	平成 24	新耐震	無	
旧第二給食センター		昭和 54. 7	平成 13	無	

参考) 令和 2 年度公立学校施設台帳 (教育総務課)

2 耐震化の基本方針

(1) 基本方針

本計画の実施に当たっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、東京都、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力の下、積極的に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

特に、福生市、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、所管建物の点検・整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るべく、防災対策等の更なる周知徹底に努めていく。

(2) 耐震化率

耐震化率※1については、法第4条に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号）及び法第5条第1項に基づく東京都耐震改修促進計画に基づき目標を定めるものとする。

なお、現状の公共建築物の耐震化率は、改定前計画の目標年次であった平成27年までにおおむね100%を達成している。

一方、令和3年現在で市内の住宅における耐震化率は、87.5%（総戸数：30,271戸、耐震性あり：26,486戸、耐震性不十分：3,785戸）となっていることから、耐震改修助成措置などと組み合わせながら、将来的に耐震化率を上げるべく具体的な目標値を設定するものとする（「3 耐震化の目標」で設定）。

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

福生市地域防災計画において、応急医療救護活動、食料及び生活必需品の配給、災害情報の提供等の災害時に活動拠点の役割を担う建築物は、災害発生時でも的確に機能することが基本とされている。また、不特定多数の人が利用する建築物については、円滑に避難できることが不可欠となる。

このような観点から、①公共建築物の耐震化※2、②不特定多数の人が利用する建築物の耐震化、③閉塞を防ぐべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化について、引き続き重点的に進めていくものとする。

※1 耐震化率：建築基準法の耐震基準を満たしている建築物の割合。国土交通省が法に基づいて目標として示している。

※2 公共建築物の耐震化率はおおむね100%を達成しているが、非構造部材について、耐震化の取組を進めている（令和3年度現在）。

3 耐震化の目標

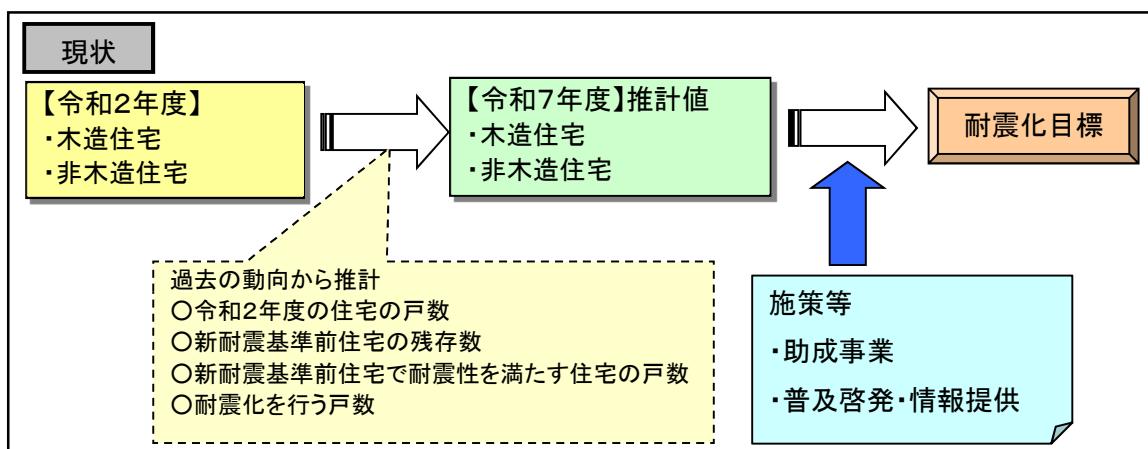
耐震化については、市内に存する新耐震基準前の建築物を原則として対象とし、耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとする。

具体的な施策としては、平成19年度以降より新耐震基準前の民間木造住宅に対し、耐震診断費用の助成（3分の2）を実施している。また、平成20年度から地域住宅交付金（現在は社会資本整備総合交付金）等を活用し、耐震改修費用の一部を助成している。加えて、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強の設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部を助成している。

市では、福生市総合計画（第4期）に掲げる「だれにもやさしい安全なまちづくり」の実現に向けて、災害に強く安全なまちづくりを推進するため、耐震化の目標を次のとおり定めるものとする。

耐震化率の現状と目標

種類	耐震化率	
	現状 (令和2年度末)	目標 (令和7年度末)
住宅	87.5%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定建築物	92.1%	95%
特定緊急輸送道路 沿道建築物	94.5% (令和3年度時点)	100%
公共建築物	100%	—



(1) 住宅の目標

住宅については、令和2年度末までの耐震化の目標を95%として各種施策を進めてきたが目標は達成できず乖離が大きくなっている。しかしながら、都計画との整合性も考慮し、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目指すとの目標は変えず、引き続き取り組みを進めていく。

なお、住宅は、戸建て住宅（長屋住宅を含む。）及び共同住宅（賃貸・分譲）とし、全ての住宅を対象に目標を定める。

住宅の目標

(単位：戸)

	令和2年度の住宅戸数	令和2年度で耐震性あり	令和2年度の耐震化率	令和7年度の住宅戸数※1	令和7年度の耐震化の目標	令和7年度の耐震性を有する住宅戸数の目標
木造	13,342	11,028	82.7%	14,099	概ね100%	14,099
非木造	16,929	15,458	91.3%	17,160	概ね100%	17,160
計	30,271	26,486	87.5%	31,259	概ね100%	31,259

(単位：戸)

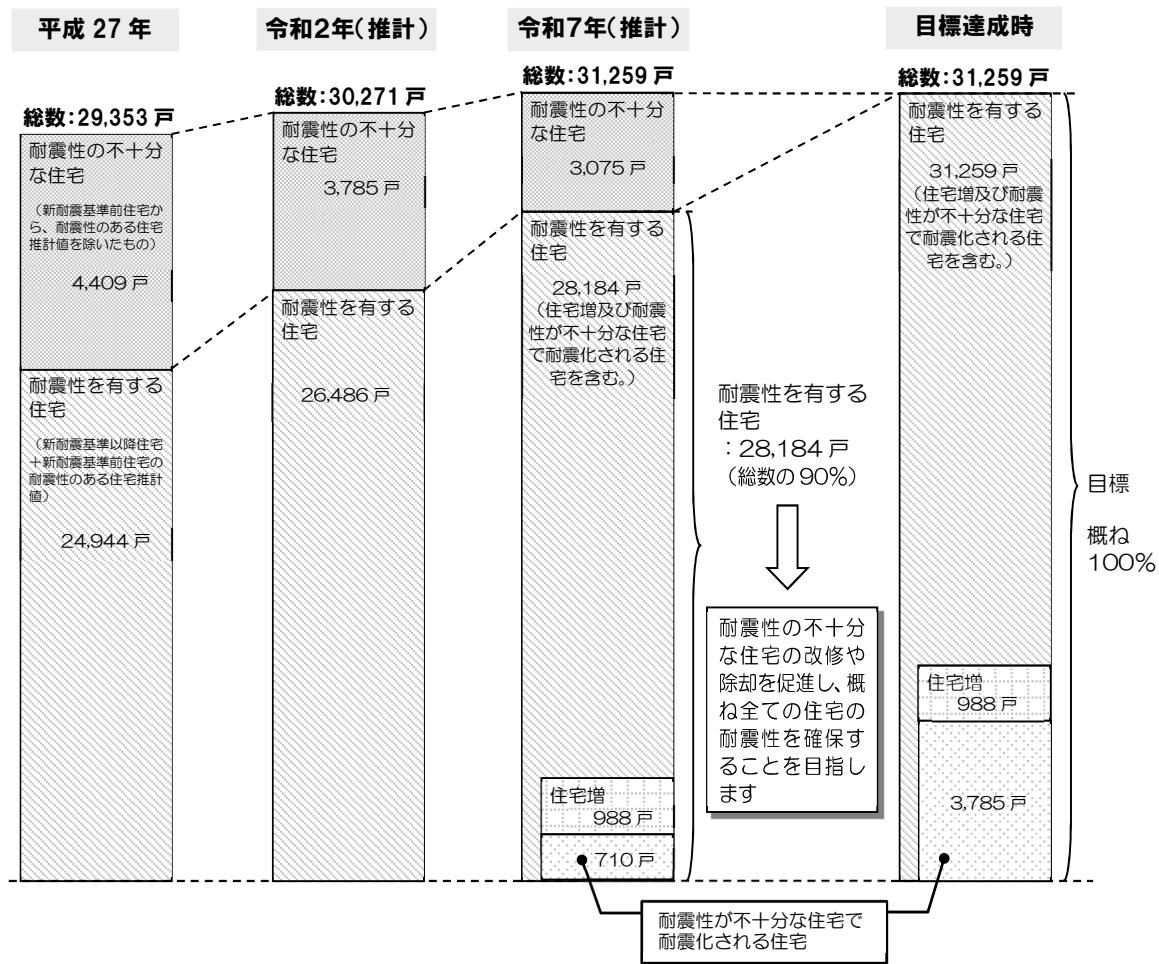
	令和7年度の耐震性を有する住宅戸数の目標				
	令和2年度で耐震性あり	耐震性不十分の住宅で耐震化される住宅	住宅増加分※2	施策を要する住宅※3	
木造	14,099	11,028	515	757	1,799
非木造	17,160	15,458	195	231	1,276
計	31,259	26,486	710	988	3,075

※1 令和7年度の住宅戸数の推計は、固定資産概要調査の新增分家屋に関する調、減少分家屋に関する調から近年の住宅の新築、除却の状況を踏まえて算出した。

※2 ※1に示す調査より、近年の住宅の新築、除却の状況を踏まえ算出した。

※3 令和7年度の住宅戸数に耐震化の目標値である（概ね）100%を乗じた住宅戸数から令和2年度に耐震性がある住宅戸数、耐震性が不十分な住宅で耐震化される住宅と住宅増加分の総和を引いた住宅戸数である。

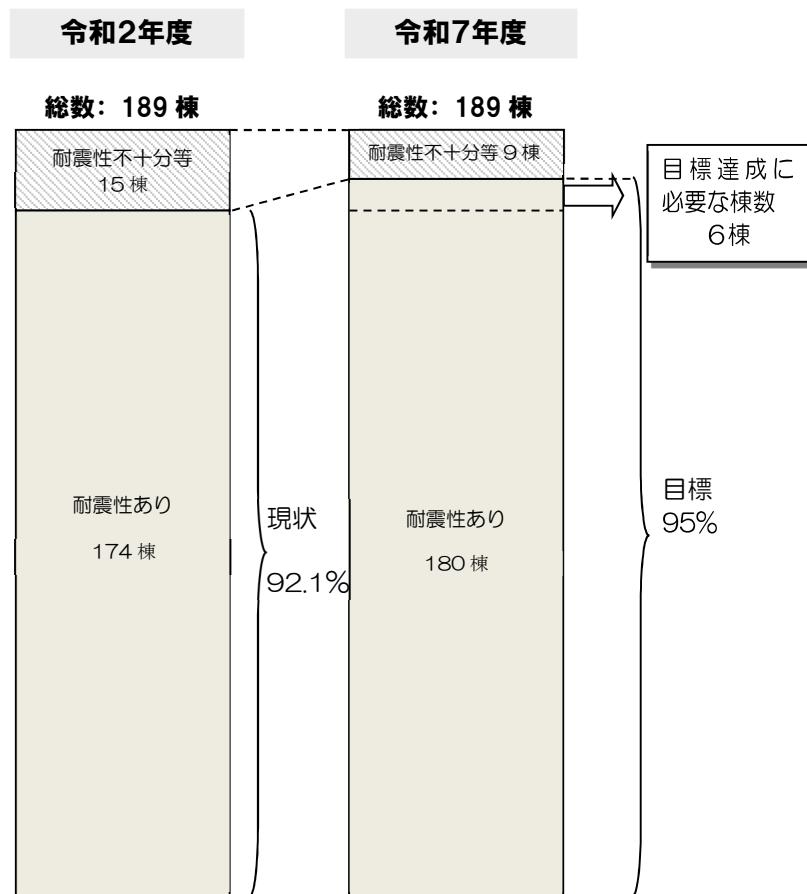
※4 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。



※ 施策を要する住宅は、震害対応不十分の住宅の震害改修や除却を促進し、震害対応を有する住宅数を 31,259 戸（令和 7 年度の全ての住宅数）まで増加することを目指すために必要となる住宅数である。

(2) 民間特定建築物の目標

民間特定建築物については、令和7年度末までの耐震化の目標を95%とする。



(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の目標

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とする。

(4) 公共建築物の目標

公共建築物については、平成27年度までに耐震化率はおおむね100%を達成している。非構造部材については、今後、大規模改修に合わせて進めていく。

第3章 耐震化の取組方針

1 民間建築物における耐震化の取組方針

(1) 耐震化促進のために基本とする考え方

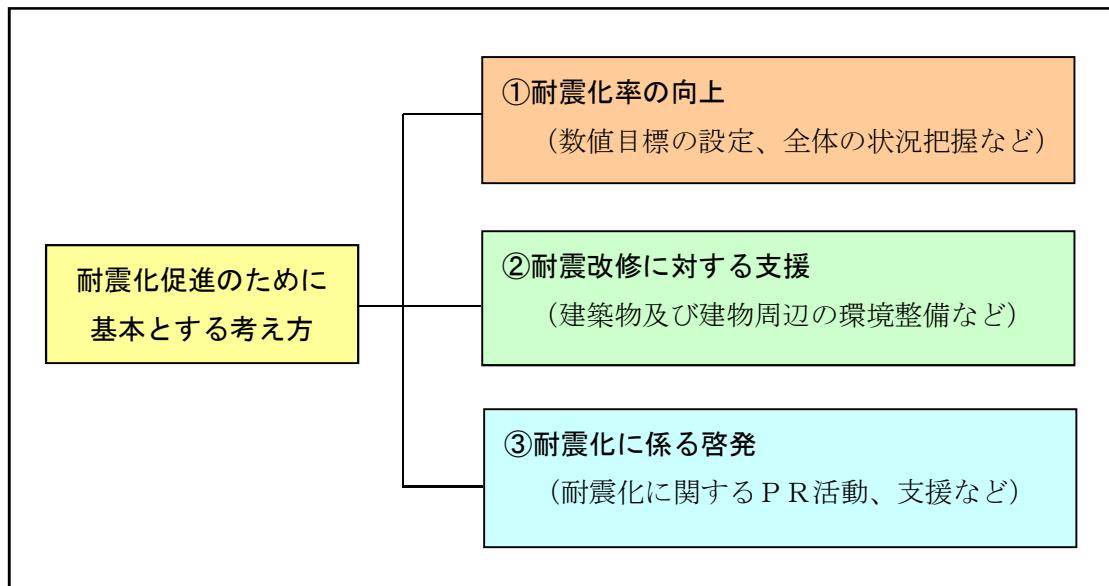
住宅や建築物の所有者が、地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切である。このため、耐震診断及び耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行うことが重要となる。

一方、個々の住宅及び建築物は連担して都市を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠である。

地震による住宅及び建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や火災など、地域の安全性に大きな影響を与えるということを認識して耐震化に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、市は耐震診断及び耐震改修を促進するために総合的な取組を行うものとする。

本計画の実施に当たっては、①耐震化率の向上、②耐震改修に対する支援、③耐震化に係る啓発の3つの観点で、耐震化の促進を図っていくものとする。なお、③耐震化に係る啓発については、市広報に木造住宅の耐震診断及び耐震改修助成事業についての記事を定期的に掲載する等の啓発を実施している。



(2) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物の耐震化

都は、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路と整合を図った上で、法第5条第3項第2号及び第3号に基づき閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物の耐震化を以下のように推進を図っている。

【第2号】

- 耐震診断を義務付ける道路（建築物集合地域通過道路等）として特定緊急輸送道路を指定
- 建築物集合地域通過道路等に敷地が接する建築物の所有者に対して、耐震化状況の報告、耐震診断を義務付け

【第3号】

- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を指定
- 法第14条第3号の道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進

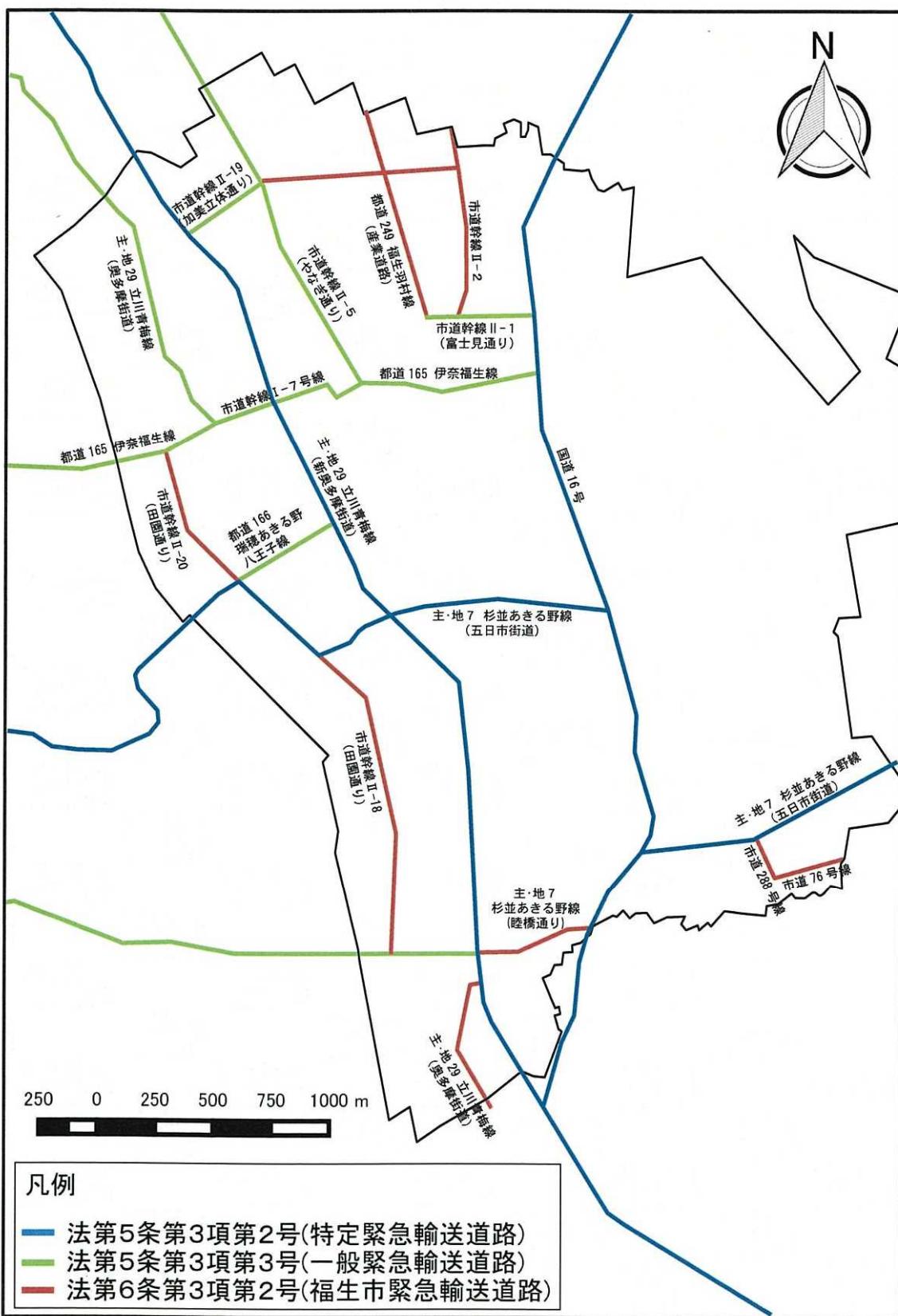
また、東京都における緊急輸送道路に対する考え方としては、以下のように示されている。

緊急輸送道路は、大地震の発生時に救急救命活動や緊急支援物資の輸送の大動脈となる道路である。このため、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急輸送道路としての機能を確保することは、都民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要である。

平成23年4月、東京都は「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、沿道建築物の耐震化を重点的に推進している。また、平成26年から、法に基づく指定をあわせて行い、耐震化を推進している。

参考) 東京都

指定緊急輸送道路図



指定緊急輸送道路一覧

緊急輸送道路の分類	路線名
法第5条第3項第2号に基づき指定する道路 (特定緊急輸送道路)	国道16号
	主・地7 杉並あきる野線（五日市街道）
	主・地29 立川青梅線（新奥多摩街道）
法第5条第3項第3号に基づき指定する道路 (特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路)	主・地7 杉並あきる野線(睦橋通り)
	主・地29 立川青梅線（奥多摩街道）
	都道165 伊奈福生線
	都道166 瑞穂あきる野八王子線
	市道幹線I-7号線
	市道幹線II-1号線（富士見通り）
	市道幹線II-5号線（やなぎ通り）
	市道幹線II-19号線（加美立体通り）
法第6条第3項第2号に基づき指定する道路 (福生市緊急輸送道路)	主・地7 杉並あきる野線(睦橋通り)
	主・地29 立川青梅線（奥多摩街道）
	都道249 福生羽村線（産業道路）
	市道幹線II-2号線
	市道幹線II-18号線（田園通り）
	市道幹線II-20号線（田園通り）
	市道幹線II-19号線（加美立体通り）
	市道76号線
	市道288号線

市は、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化を図るため法第6条第3項第2号に規定される「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を上記のとおり指定し、引き続き沿道建築物の所有者に対しての耐震改修の取組を都と連携・協力しながら促進する。

なお、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断については、全て実施済みである。

2 公共建築物における耐震化の取組方針

公共建築物における耐震補強を要する建物の耐震化については、平成 27 年度までにおおむね完了した。なお、平成 27 年度以降計画する建築物については、その建築物が持つ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行うものとし、平成 27 年度の防災食育センターをはじめ、もくせい会館、扶桑会館、福生第三小学校増築工事において実施した。

今後も、建築物の防災上の役割を勘案し、大きな地震力に耐えられる設計を実施していく。

もくせい会館（外観）

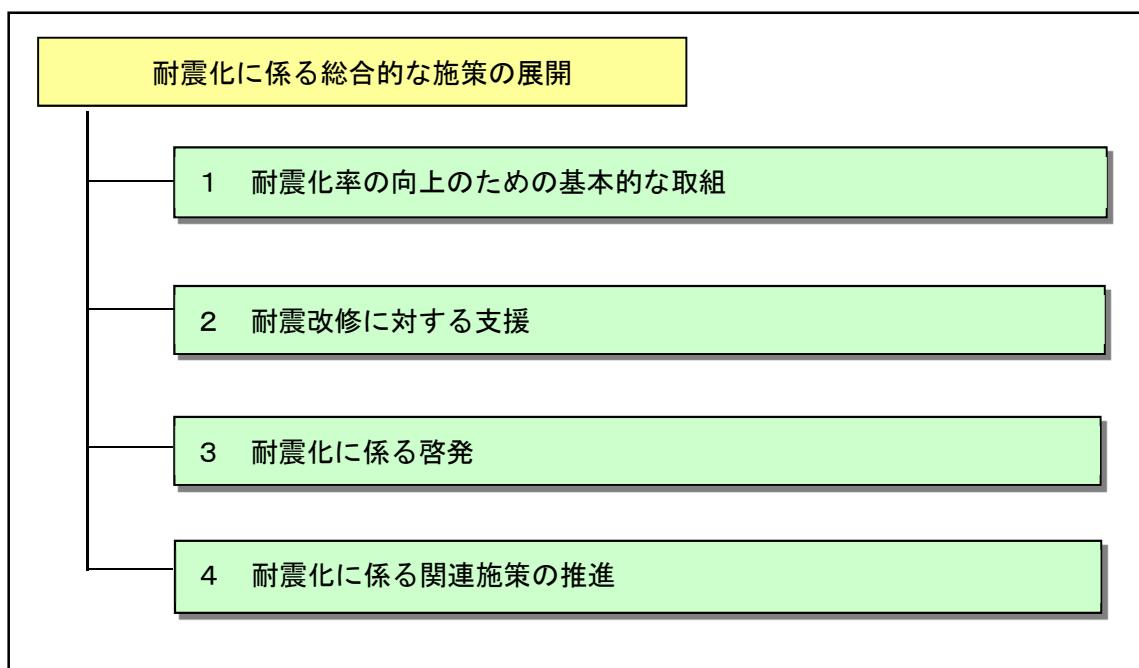


扶桑会館（外観）



第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

以下に、施策の体系を示す。



1 耐震化率の向上のための基本的な取組

市内住宅における耐震化率の向上のため、社会資本整備総合交付金等を活用し、木造住宅耐震診断助成金制度及び耐震改修助成金制度等を実施する。

本計画を補完する施策として住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、木造住宅の耐震診断や改修工事に誘導するため、ダイレクトメールの発送、個別訪問等による周知活動の拡充等、木造住宅の耐震化率の向上を図るために意識啓発、情報提供等について、計画的に進める。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

2 耐震改修に対する支援

(1) 木造住宅簡易耐震診断の実施

相談に訪れた市民から提示された図面に対し、机上での簡易耐震診断を行う。また、図面がない場合や市民が希望する場合は、専門家による耐震診断を紹介する。加えて、机上簡易診断、専門家による耐震診断は、広報等でPRし市民への周知を図る。平成19年度から令和2年度までの間に簡易診断を53件実施した。今後も、継続的に事業に取り組んでいく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・
都市建設部施設公園課】

(2) 専門家による木造住宅の耐震診断助成事業の実施

木造住宅の耐震診断を希望する市民に対して、専門家を紹介し、耐震診断の費用の一部を助成する。さらに、耐震改修が必要となった場合、専門家は耐震改修工事の概要と概算見積りを提示する。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・
都市建設部施設公園課】

木造住宅耐震診断助成事業の概要

内容	耐震診断に要する費用の一部助成
助成対象	次に掲げる要件を備えている住宅 (1) 昭和56年以前に軸組工法で建築された木造2階建て以下の戸建て住宅 (2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅
助成額	耐震診断費用の3分の2に相当する額(10万円を限度とする。)
所管部署	都市建設部まちづくり計画課

(3) 木造住宅耐震改修助成事業の実施

耐震診断を受けた木造住宅で、Iw値（総合評点）※が1.0未満のものについて耐震改修を希望する市民に対して、耐震改修工事費用の一部を助成する。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

※ Iw値（総合評点）：木造住宅の耐震診断において、地盤・基礎、壁の配置バランス、壁の量の評価及び老朽度の各項目についてそれぞれの状況により評点をつけた上で各評点を掛け合わせたもの。①Iw<0.7危険度が高い。②0.7≤Iw≤1.0危険性がある。③1.0≤Iw危険性が低い。

木造住宅耐震改修助成事業の概要

内容	耐震改修工事に要する費用の一部助成
助成対象	次に掲げる要件を備えている住宅 (1) 昭和 56 年以前に軸組工法で建築された木造 2 階建て以下の戸建て住宅 (2) 所有者が自ら利用するために延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供している住宅 (3) 木造住宅耐震診断助成を受け、耐震診断の結果、現行の耐震基準に適合しない住宅
助成額	1 棟につき 50 万円 (ただし、耐震改修工事費が 50 万円に満たない場合は、工事費の額とする。)
所管部署	都市建設部まちづくり計画課

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成事業、耐震改修等助成事業の実施

新耐震基準前に建築された建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接し、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物のうち、耐震診断助成を受け診断の結果耐震性が劣ると判断された建築物について、耐震補強設計に要する費用の一部及び改修、建替え及び除却に要した費用の一部について助成する。平成 24 年度から令和 2 年度までの間に、対象建物 11 棟のうち、耐震補強設計 2 件、建替え 2 件、除却 1 件を実施した。今後、残る 6 棟の耐震化に向けて引き続き助成を継続する。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成事業の概要

内容	特定緊急輸送道路沿道の特定建築物の耐震補強設計に要する費用の一部助成
助成対象	次に掲げる要件を備えている建築物 (1) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築工事に着手したものを除く。） (2) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物 (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成（現在は終了）を受け、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判断された建築物
助成額	実際に設計に要した額と延床面積 1,000 m ² までの部分について 5,000 円/m ² の単価 × 建物面積で算出した対象事業費限度額とを比較し、低い方の額の 10/10（千円未満切捨て）
所管部署	都市建設部まちづくり計画課

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業の概要

内容	特定緊急輸送道路沿道の特定建築物の耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部助成
助成対象	次に掲げる要件を備えている住宅 (1) 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築工事に着手したものを除く。） (2) 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物 (3) 改修については、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成（現在は終了）と特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成を受けており、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判断された建築物 (4) 建替え・除却については、特定建築物で、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成（現在は終了）を受け、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判断された建築物
助成額	実際に改修、建替え及び除却に要した費用と延床面積 1 m ² あたり 51,200 円の単価 × 建物面積で算出した対象事業費限度額とを比較し、低い方の額の 9/10（千円未満切捨て）
所管部署	都市建設部まちづくり計画課

（5）非木造住宅及び住宅以外の建築物への助成事業の検討

分譲マンション、店舗・事務所等に対する助成事業について検討していく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

（6）空き家と耐震改修促進の協業

令和元年度に実施された福生市空家等実態調査では、空家等は 396 戸確認され、特に戸建て空き家は老朽化が進んでいることが確認されている。

一方で、行政に期待する施策として、「空家等の解体等に関する助成制度」が 37.0%、次いで「空家等の維持・管理に関する助成制度」が 22.4% という回答が寄せられるなど、空家等所有者がその対処に困っている傾向も確認されている。

このような状況を踏まえ、市は新耐震基準前の建築物の除却、建替え支援、特に持ち家へのニーズが高いと想定される子育て世代の支援のため、平成 26 年度から平成 29 年度まで「福生市住宅建替促進のための空き家住宅除却助成事業」を行い 8 件の実績があった。平成 30 年度からは内容を見直し「空き家住宅除却助成事業」として継続し、令和 2 年度までの 3 年間で 39 件の実績があった。今後も本事業の積極的な活用を図る。

以下に、平成 26 年度から実施を開始した住宅建替促進のための空き家住宅除却助成事業の概要を示す。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

助成の対象となる空き家住宅

- 次の全ての要件を満たす市内に存する住宅
- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。
 - ②居住の用に供しない状態で概ね 1 年以上経過していること。ただし、共同住宅にあっては、全住戸のうち 2 分の 1 以上の住戸が居住の用に供していない状態でおおむね 1 年以上経過していること。
 - ③地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する固定資産課税台帳に建物の種類が居宅、長屋又は共同住宅として登録があること。
 - ④建物に所有権以外の権利が存しないこと。
 - ⑤現住者がいないこと。
 - ⑥現に公共事業等の補償の対象となっていないこと。

所有者（申請者）の要件

次の全ての要件を満たす個人又は法人

- ①空き家住宅の建物の（共有の建物の場合は、共有者によって合意された代表者）所有者であること。
- ②地方税法に規定する市税の滞納がないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

除却費用

空き家住宅及び付属する工作物の除却工事に要する費用（消費税を除く。）の 2 分の 1 の額（1,000 円未満切捨て）上限額：戸建て住宅…30 万円/戸、共同住宅…100 万円/棟

3 耐震化に係る啓発

(1) 地域危険度の周知

都市の防災性を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、市民一人一人が自分の住んでいる地域の危険について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じておくことが重要となる。

市では、平成30年度に防災マップを修正し、全戸配布及び転入者への配布を実施した。今後も、地域の危険性に対する市民や事業者の意識啓発を図るため、「地域危険度測定調査」（東京都）の結果を活用して地域の危険度を周知していく。

【所管部署：総務部防災危機管理課】

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の設置

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、市民や事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことが重要である。また、様々な相談に対して的確に対応することが必要である。

このような観点から、市民の耐震診断及び耐震改修に関する相談に応じられるよう相談窓口を設置し、木造住宅をはじめとした全ての建築物に対し、耐震診断から補強工事までの内容について相談を受け付け、必要に応じて無料の簡易診断の案内等を引き継ぎ行っていく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・
都市建設部施設公園課】

(3) 普及啓発

市民や事業者が耐震診断及び耐震改修を実施するためには、市などが実施する支援制度や耐震化の基準などについて正確に把握することが重要である。

このような観点から、耐震診断及び耐震改修を市民の身近なものとするため、広報やホームページ等により市民意識啓発活動に努めていく。

- 耐震診断・耐震改修のリーフレット、パンフレットの配布
- 広報、ホームページによる情報提供
- その他普及啓発活動

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(4) 耐震改修促進税制※の普及

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制を普及させることは有効であると考えられ、平成27年度から令和2年度までで4件の減額措置を行った。

このような観点から、市は引き続き耐震改修等を行った住宅について、固定資産税等の減額措置を行っていく。

【所管部署：市民部課税課】

※ 耐震改修促進税制：平成18年度税制改正において創設された税制度。所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置が受けられるようになった。

(5) 耐震マーク表示制度の活用

都は、耐震性のある都内全ての建築物を対象に、耐震性のある建築物に都独自の耐震マークを表示する制度を設けている。これによって、耐震性のあることが一目で分かり、建築物利用者、住民等に耐震性に関する情報を広く提供し、建築物の耐震性に関する安全意識の向上を図ることによって、耐震化を促進する効果が期待される。これまでに、(市有建築物の)新耐震建物49棟、耐震性確認済建物19棟、耐震補強済建物16棟の計84棟について表示を行った。

今後も、市有建築物に耐震マークを表示することで市民の意識や機運を高め、耐震化の促進に努める（問合せ先：東京都耐震マーク事務局 電話番号：03-5466-2023）。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

東京都耐震マーク



(6) 地域と連携した耐震改修促進の取組

耐震改修促進のためには、市と地域が連携して施策を実施することが効果的であると考えられる。市では、以下のような取組みを検討し、耐震化の促進を図る。

- 自主防災組織へのアンケート調査
- 耐震診断及び耐震改修の補助制度や東京都等の取組の紹介
- 勉強会や広報誌の作成等の啓発活動

【所管部署：総務部防災危機管理課・
都市建設部まちづくり計画課】

(7) 平成12年以前の新耐震建築物への注意喚起【検討・新規施策】

該当すると思われる所有者に対し安全点検の必要性について、市の広報、ホームページやパンフレットの配布等、積極的な情報発信を進めていく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(8) 関係団体と連携した啓発・耐震化の促進【検討・新規施策】

東京都や近隣自治体との情報交換を密にし、互いの状況を把握することの他、市内の建築設計者や工事業者の事務所等にパンフレット等を置く等、関係団体等と連携を図りながら制度周知に努める。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(9) 災害情報サービスの充実【検討・新規施策】

防災行政無線、防災ポータルサイト、SNS、ふっさ情報メール、CATV等、引き続き多様な手段による災害関連情報の発信を行う。

【所管部署：総務部防災危機管理課】

(10) 高齢者等への支援【検討・新規施策】

行動範囲が限られること等により情報が行き届かないことが危惧される高齢者や障がい者に対して、耐震化助成制度のパンフレット等を福祉センターや地域包括支援センター等の施設に置く等、住宅の耐震化に係る補助制度等についての周知の拡充を図る。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(11) マンションの耐震化促進【検討・新規施策】

東京都が実施するマンションの耐震化に関する事業等について、情報提供の充実を図る。また、マンション管理組合等に対して、関連機関と連携し、東京都の「東京都マンションポータルサイト」等を活用しながら普及啓発を行う。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

4 耐震化に係る関連施策の推進

(1) 家具転倒防止装置の支給等

首都直下地震等による東京の被害想定によると、地震発生時における屋内収容物によって、死者・負傷者がでることが予想されている（第1章で整理）。

市では、広報等で家具転倒防止装置の設置の呼びかけを行うとともに、平成21年度から平成23年度まで家具転倒防止器具支給事業を行い、申請のあった2,854件に対し家具転倒防止器具を支給した。

また、平成12年度から令和2年度までに、高齢者の居住する世帯に対し家具転倒防止装置の設置支援のため、65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で一定の条件を満たした136件に対し、一世帯当たり3セットを上限に家具転倒防止装置を支給している。

今後も、広報媒体等を活用して、家具転倒防止の必要性を呼びかけるとともに、高齢者への家具転倒防止装置の設置支援について、継続的な取り組みを行う。

【所管部署：総務部防災危機管理課・
福祉保健部介護福祉課】

(2) 落下物対策

市では、地震が発生した際、ガラスの落下するおそれのある建築物や、既存建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路などに落下する危険性がある建築物、大規模空間を有する建築物において天井部材が落下する危険性がある建築物の所有者等に対し、東京都と協力して働きかけるとともに、東京都の窓口を紹介するなど、所管行政庁及び関係団体と連携しながら、適切に対応していく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(3) ブロック塀の倒壊防止対策【検討・新規施策】

首都直下地震等による東京の被害想定によると、地震発生時のブロック塀の倒壊等で死者・負傷者数がでることが予想されている（第1章で整理）。

市では、安全確保の観点から、災害時に通行を確保すべき道路を本計画における避難路とし、避難路沿線のブロック塀等の撤去・改修を促進していくため、国や都と連携しながら計画的にブロック塀耐震化助成制度の制度設計を進めていく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(4) エレベーターに対する安全対策

首都直下地震等による東京の被害想定によると、地震発生時にエレベーター閉じ込め台数が7台あることが予想されている（第1章で整理）。

市有建築物は令和3年現在、（閉じ込め防止のため）P波感知型地震時管制運転装置設置済のエレベーターは、市有エレベーター35台中21台（60%）となっており、残り14台については大規模改修時に合わせて設置していく。また、市は、既設エレベーターに対する安全対策に係る情報提供、市民・事業者からの相談に対する東京都の窓口の紹介等の対応を検討する。加えて、必要に応じ、閉じ込め防止装置の積極的な設置や復旧体制について、東京都と協力し関係団体に働きかける。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・施設所管課】

(5) 住宅非主要部の耐震化対策

窓ガラス等ビル落下物の対策については、東京都で実施している総合窓口を紹介するなど、相談に応じていく。また、住宅全般にわたる相談を受け付ける体制整備を築いていく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(6) 東京都耐震改修促進行政連絡協議会への参画

東京都では、都及び区市町村が連携して、東京都内の建築物の耐震診断及び耐震改修の円滑な推進を図ることを目的として、平成16年10月に「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」を設置した。福生市は構成員として参画しており、耐震診断及び耐震改修に関わる情報収集、連絡調整等に努め、本計画を着実に実施していく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課】

(7) 大規模空間の天井落下防止対策

東日本大震災では、被害に遭った地域については庁舎や公共施設の一部において、天井材の一部落下などが発生し、死傷者が出るなどの被害があった。これを受け、建築基準法関係法令が改正され、平成26年4月からは、新築等を行う建築物における特定天井（6m超の高さにある、面積200m²超、質量2kg/m²超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの）について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなった。

これまで東京都では、体育館、屋内プール、劇場、ホール等の500m²以上の大規模空間を有する建物所有者等に対して、実態調査を促すとともに、改善指導等を実施してきた。

市の大規模空間の天井落下防止対策を必要とする公共建築物としては、小・中学校、中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館及び市民会館がある。現在、避難所に指定されている小・中学校の体育館については、平成30年度までに改修を完了した。

今後は、同様に避難所に指定されている中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館及び市民会館について、建物の大規模改修にあわせて改修を実施していく。また、東京都と協力して、落下防止対策の普及啓発を実施していく。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・施設所管課】

(8) 地震発生時に備えた防火対策【検討・新規施策】

地震発生に伴う大規模火災の発生を防ぐため、福生消防署と連携し、住宅用火災警報器の周知などについて、全戸配布の防災啓発パンフレットや防災展などを活用して実施している。引き続き、各種広報媒体を活用した周知を行っていく。

【所管部署：総務部防災危機管理課】

(9) 道路の無電柱化【検討・新規施策】

災害時には、電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断等により、電力・通信サービスの安定供給が妨げられるだけでなく、避難や救急・消火活動、物資輸送に支障が生じることも予想されるため、市内路線における無電柱化をより一層推進する。

【所管部署：都市建設部まちづくり計画課・
都市建設部道路下水道課】

卷末資料

福生市公共建築物一覧

(令和2年度末現在)

No.	名 称	所在地	延床面積 (m ²)	地 上	地 下	構 造	建 築 年	分 類 (耐震有無等)	備 考 (耐震工事年度・除却予定等)
1	福生地域体育館	武藏野台1-8-7	2,725.34	3		RC	H7.3	E:新耐震基準(S57以降)	
2	中央体育館	北田園2-9-1	4,403.41	2		SRC	S48.1	B:補強済	H18年度補強
3	市営プール管理棟	北田園2-8-4	468.68	2		RC	S57.3	E:新耐震基準(S57以降)	
4	熊川地域体育館	熊川380-7	1,557.87	2		RC	S62.8	E:新耐震基準(S57以降)	
5	旧第二学校給食センター	福生1290	528.00	1	1	RC	S54.7	A:耐震性有	H13年度
6	第一小学校	福生1055-1	5,556.00	3		RC	S37	B:補強済	H11年度
7	第二小学校	熊川623	5,591.00	4		RC	S39-	B:補強済	H10年度
8	第三小学校	牛浜162-2	6,694.17	3		RC	S40-	B:補強済	H12年度
9	第四小学校	福生1290-1	4,683.00	3		RC	S41-	B:補強済	H12年度
10	第五小学校	南田園1-2-2	4,988.00	4		RC	S43-	B:補強済	H11年度
11	第六小学校	加美平1-9-1	5,887.00	4		RC	S44-	B:補強済	H12年度
12	第七小学校	北田園1-1-1	5,688.00	4		RC	S48-	B:補強済	H11年度
13	第一中学校	熊川845-1	7,531.00	3		RC	S39-	B:補強済	H11年度
14	第二中学校	加美平1-22-1	7,107.00	4		RC	S39-	B:補強済	H12年度
15	第三中学校	南田園3-1-1	6,721.00	4		RC	S48-	B:補強済	H10年度
16	保健センター	福生2125-3	1,428.13	2		RC	S52.9	B:補強済	H9年度補強改修
17	子ども応援館	北田園2-5-7	689.06	2		RC	S53.9	B:補強済	H20年度増築
18	れんげ園	南田園3-6-1	531.89	2		RC	H2.3	E:新耐震基準(S57以降)	H15年度増築
19	福祉センター	南田園2-13-1	4,585.00	2	1	RC	H7.3	E:新耐震基準(S57以降)	
20	市民会館	福生2455	6,985.48	3	2	RC	S52.3	B:補強済	H17年度増築
21	松林会館	武藏野台1-15-1	564.30	2		RC	S54.3	A:耐震性有	H14年度診断
22	白梅会館	熊川559-1	570.59	2		RC	S55.3	A:耐震性有	H13年度診断
23	武藏野台児童館	武藏野台1-12-2	1,774.62	3		RC	H8.8	E:新耐震基準(S57以降)	
24	田園児童館	南田園3-6-2	934.05	2		RC	S60.3	E:新耐震基準(S57以降)	
25	チギヤラリー	福生1014-10	1,639.47	5		鉄骨	H3.3	E:新耐震基準(S57以降)	H11年度増築
26	文化財倉庫	北田園1-11-10	127.52	2		鉄骨	H7.11	E:新耐震基準(S57以降)	
27	さら会館	牛浜163	1,953.88	3	1	RC	S45.6	B:補強済	H10年度補強
28	かえで会館	加美平1-20-6	443.64	2		RC	S56.7	A:耐震性有	H13年度耐震診断
29	本庁舎	本町5	10,228.77	6	1	RC-SRC	H20.3	E:新耐震基準(S57以降)	
30	公用車庫	本町3	321.97	1		鉄骨	H19.3	E:新耐震基準(S57以降)	
31	もくせい会館	本町18	1,407.49	3	1	RC	H29.6	E:新耐震基準(S57以降)	
32	第二市営住宅1号棟	福生921番	5,236.06	3		RC 鉄骨	S55.12 H20増築	A:耐震性有	H12年度診断 EV棟含む面積
33	第二市営住宅2号棟								
34	第二市営住宅3号棟								
35	第二市営住宅4号棟								
36	第二市営住宅A号棟	武藏野台2-7	1,763.14	4		RC	H9.3	E:新耐震基準(S57以降)	H28EV棟増築
37	第二市営住宅B号棟	武藏野台2-7	1,616.58	4		RC	H9.3	E:新耐震基準(S57以降)	
38	第三市営住宅1号棟	武藏野台2-13	1,023.69	3		PC	S61.3	E:新耐震基準(S57以降)	H23EV棟増築
39	第三市営住宅2号棟	武藏野台2-13	1,021.49	3		PC	S61.3	E:新耐震基準(S57以降)	H23EV棟増築
40	第三市営住宅3号棟	武藏野台2-13	961.27	3		PC	S62.3	E:新耐震基準(S57以降)	H24EV棟増築
41	第三市営住宅4号棟	武藏野台2-16-1	1,625.10	3		PC	S62.3	E:新耐震基準(S57以降)	H25EV棟増築
42	第三市営住宅5号棟	武藏野台2-12-4	1,023.69	3		PC	H2.3	E:新耐震基準(S57以降)	H24EV棟増築
43	第三市営住宅 集会所	武藏野台2-12-4	68.04	1		RC	H2.3	E:新耐震基準(S58以降)	
44	第四市営住宅A号棟	熊川1103	2,165.97	4		RC	H13.3	E:新耐震基準(S57以降)	
45	第四市営住宅B号棟	熊川1104	1,934.72	4		RC	H13.3	E:新耐震基準(S57以降)	
46	第四市営住宅集会所	熊川1108	120.87	1		RC	H13.3	E:新耐震基準(S57以降)	
47	わかぎり会館	福生1280-1	576.99	2		RC	S51.3	A:耐震性有	H24年度診断
48	わかたけ会館	熊川199-1	676.02	2		RC	S52.3	A:耐震性有	H26年度増築
49	中央図書館	熊川850-1	3,125.36	2		RC	S54.11	A:耐震性有	H14年度診断
50	リサイクルセンター工場棟	熊川1566-4	3,362.05	4		鉄骨	H9.4	E:新耐震基準(S57以降)	
51	管理棟・リサイクルプラザ棟	熊川1566-4	645.51	2		RC	H9.4	E:新耐震基準(S57以降)	
52	羽島駅北口自転車駐車場	熊川1398-1	438.08	2		鉄骨	H5.3	E:新耐震基準(S57以降)	
53	福東会館	熊川1662-7	540.80	3		RC	H9.4	E:新耐震基準(S57以降)	
54	公益賃屋備蓄庫	本町25	77.13	2		RC	S39.3	D:未診断	ひふみ備蓄庫(無人施設のため除外)
55	第1分団車庫兼詰所	熊川198-2	159.14	2		RC	S56.3	A:耐震性有	H12年度診断
56	第2分団車庫兼詰所	熊川710-9	150.88	2		RC	S58.3	E:新耐震基準(S57以降)	
57	第3分団車庫兼詰所	志茂219	158.65	2		RC	S55.3	A:耐震性有	H12年度診断
58	第4分団車庫兼詰所	福生1055-1	178.37	2		RC	S57.3	E:新耐震基準(S57以降)	
59	第5分団車庫兼詰所	福生1162-9	158.16	2		RC	S59.3	E:新耐震基準(S57以降)	
60	福生野球場管理棟	牛浜163	129.60	1		RC	S54.9	A:耐震性有	H17年度診断
61	わらつけ中央災害備蓄庫	福生2303-7	141.83	1		RC	H5.3	E:新耐震基準(S57以降)	無人施設
62	くるみるふっさ	本町23番地	88.88	1		木造	H24.1	E:新耐震基準(S57以降)	
63	ひまわり作業所	福生2125-3	149.94	2		鉄骨	H11.3	E:新耐震基準(S57以降)	
64	福生駅自由通路	本町137				鉄骨	S62.3	E:新耐震基準(S57以降)	
65	牛浜駅自由通路	牛浜94	831.92	2		鉄骨	H25.3	E:新耐震基準(S57以降)	
66	福東トモダチ公園管理棟	熊川1573-1	577.05	1		Sプレハブ	H26.1	E:新耐震基準(S57以降)	
67	市営競技場管理事務所	福生3232-9	465.78	1		RC	S60.3	E:新耐震基準(S57以降)	H28改修
68	市民会館駐車場	熊川1076-11	3,002.14	2		鉄骨	H10.3	E:新耐震基準(S57以降)	
69	茶室(福度)	熊川854-3	157.99	1		木造	H6.3	E:新耐震基準(S57以降)	
70	古民家	福生1158	413.88	1		木造	H25.11	E:新耐震基準(S57以降)	
71	防災食育センター	熊川1606-1	4844.84	2		RC	H30.3	E:新耐震基準(S57以降)	
72	扶桑会館	本町92-5	1071.21	3	1	RC	H31.3	E:新耐震基準(S57以降)	

* 分類欄がAの場合の備考欄は耐震診断年度、Bの場合には改修工事実施年度を記載。

* 耐震に関する部分については、建築係において回答(学校を除く。学校の詳細は次シート参照)

参考) 財産台帳 (契約管財課)・令和2年度公立学校施設台帳 (教育総務課)

特定既存耐震不適格建築物・要緊急安全確認大規模建築物基準一覧

(法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条)

用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模 要件(法第 14 条)	指示※対象となる特 定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第 15 条)	要緊急安全確認大規 模建築物の規模要件 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教 育学校の前期課程、特別 支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積含む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面 積含む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積含 む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供さ れるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水 泳場等の運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸 場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上			
百貨店、マーケット等の物品販 売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、 寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上			
事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上			
老人ホーム、老人短期入所施 設、福祉ホームその他これらに 類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上		階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、 ナイトクラブ、ダンスホールそ の他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀 行その他これらに類するサー ビス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上

用 途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件(法第14条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件(法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件(法附則第3条)
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は除く)	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
車両の停車場等又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する全ての建築物	500m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	

※法第15条第2項に基づく指示

東京都・多摩地区の想定被害状況（建物被害等）

想定被害状況		単位	東京都				多摩地区			
			東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帶地震	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帶地震
マグニチュード	M		7.3	7.3	8.2	7.4	7.3	7.3	8.2	7.4
最大震度	震度		7	7	7	7	6強	7	7	7
季節	-		冬	冬	冬	冬	冬	冬	冬	冬
時刻	-		18時	18時	18時	18時	18時	18時	18時	18時
風速	m/s		8	8	8	8	8	8	8	8
夜間人口	人		13,131,573	13,131,573	13,131,573	13,131,573	4,185,878	4,185,878	4,185,878	4,185,878
昼間人口	人		14,948,404	14,948,404	14,948,404	14,948,404	3,663,705	3,663,705	3,663,705	3,663,705
面積	km ²		1,776.60	1,776.60	1,776.60	1,776.60	1,159.90	1,159.90	1,159.90	1,159.90
震度別面積率	5弱以下	%	32.8	17.2	18.8	28.9	50.2	26.3	28.7	28.6
	5強	%	13.7	12.7	13	34.7	21	19.3	19.9	19.9
	6弱	%	29	44.6	48.3	17.5	28.5	23.4	38.3	22.5
	6強	%	24.4	25.5	19.8	17.6	0.3	31	13.1	27
	7	%	0.1	0	0.1	1.3	0	0.1	0	2
建物棟数	木造	棟	2,011,459	2,011,459	2,011,459	2,011,459	790,186	790,186	790,186	790,186
	非木造	棟	814,962	814,962	814,962	814,962	209,098	209,098	209,098	209,098
	計	棟	2,826,421	2,826,421	2,826,421	2,826,421	999,284	999,284	999,284	999,284
原因別建物全壊棟数	ゆれ	棟	114,109	73,322	74,399	34,399	3,965	30,435	19,407	33,974
	液状化	棟	1,134	817	661	20	25	45	36	17
	急傾斜地崩壊	棟	980	1,528	1,405	988	336	995	832	946
	計	棟	116,224	75,668	76,465	35,407	4,325	31,474	20,275	34,936
原因別建物半壊棟数	ゆれ	棟	264,551	280,905	265,994	84,240	32,283	87,764	74,221	74,175
	液状化	棟	63,045	45,428	36,731	1,096	1,377	2,474	1,981	932
	急傾斜地崩壊	棟	1,889	3,221	2,940	2,274	805	2,272	1,912	2,191
	計	棟	329,484	329,554	305,665	87,611	34,464	92,510	78,114	77,298
ゆれ 建物全壊棟数	木造	棟	100,970	65,573	66,453	30,443	3,596	27,293	17,650	30,080
	非木造	棟	13,139	7,749	7,946	3,956	368	3,142	1,757	3,894
ゆれ 建物全壊率	木造	%	5	3.3	3.3	1.5	0.5	3.5	2.2	3.8
	非木造	%	1.6	1	1	0.5	0.2	1.5	0.8	1.9
火災	出火件数	件	811	544	552	308	56	274	152	265
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	201,249	65,770	114,534	53,302	5,940	42,291	16,716
		倒壊建物を含まない	棟	188,076	63,768	108,098	50,328	5,888	40,822	16,005
	喪失率(倒壊建物を含む場合で算出)	%	7.3	2.4	4.1	1.9	0.6	4.2	1.7	4.9
死者	ゆれ・液状化・建物被害	人	5,378	3,220	3,330	1,417	156	1,246	792	1,403
	急傾斜地崩壊	人	76	109	101	66	22	65	55	62
	火災	人	4,081	1,302	2,355	1,056	117	836	331	973
	ブロック塀等	人	103	97	87	42	10	21	14	21
	屋外落下物	人	4	2	2	1	0	0	0	1
	屋内収容物(参考値)	人	254	178	185	119	36	63	50	63
	計	人	9,641	4,732	5,875	2,582	304	2,169	1,192	2,460
負傷者	ゆれ・液状化・建物被害	人	125,964	92,831	95,256	26,183	6,811	24,991	18,611	23,950
	急傾斜地崩壊	人	94	137	127	82	27	82	68	78
	火災	人	17,709	4,614	9,811	3,922	208	3,020	1,053	3,649
	ブロック塀等	人	3,543	3,349	2,988	1,453	333	731	498	727
	屋外落下物	人	301	172	160	49	5	36	17	48
	屋内収容物(参考値)	人	6,211	4,432	4,622	2,226	693	1,372	1,074	1,315
	計	人	147,611	101,102	108,341	31,690	7,384	28,860	20,248	28,452
重傷者	ゆれ・液状化・建物被害	人	15,487	8,220	8,961	2,959	356	2,631	1,624	2,926
	急傾斜地崩壊	人	47	68	63	41	14	41	34	39
	火災	人	4,944	1,290	2,740	1,096	58	844	295	1,019
	ブロック塀等	人	1,382	1,306	1,165	567	130	285	194	284
	屋外落下物	人	32	18	17	5	0	4	2	5
	屋内収容物(参考値)	人	1,347	965	1,006	450	146	299	234	285
	計	人	21,893	10,902	12,946	4,668	559	3,804	2,149	4,272
避難者	発生数	人	3,385,489	2,756,681	3,200,981	1,007,138	274,549	879,437	720,607	899,086
帰宅困難者	滞留者数	人	13,874,939	13,874,939	13,874,939	13,874,939	3,239,826	3,239,826	3,239,826	3,239,826
	帰宅困難者数	人	4,714,314	4,714,314	4,714,314	4,714,314	923,490	923,490	923,490	923,490
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	台		7,473	5,130	5,991	2,308	494	809	693	775
災害時要援護者	死者数	人	4,921	2,549	2,971	1,412	179	1,201	660	1,328
自力脱出困難者	発生数	人	56,666	30,626	33,222	11,320	1,388	10,040	6,221	11,189
震災廃棄物	万t		4,289	3,121	3,121	1,166	241	1,050	700	1,080

資料) 首都直下地震等による東京の被害想定（東京都防災会議平成24年4月）

【用語解説】

【あ行】

○ I s 値（構造耐震指標）

旧耐震基準で建てられた非木造建築物は、設計法が現在と異なり、現在と同様な保有水平耐力に基づく方法で正しく耐震性を表すことができないため、耐震診断では柱や壁の強度を計算し、それに粘りや建物の形状、経年状況を考慮して建物が保有する耐力を表す指標のこと（過去の地震被害の研究から I s 値が 0.6 以上ある建物は、震度 6 強程度の大地震に対して、建物の倒壊や崩壊する危険性は低いと言われている。）。

○ I w 値（総合評点）

木造住宅の耐震診断において、地盤・基礎、壁の配置バランス、壁の量の評価及び老朽度の各項目についてそれぞれの状況により評点をつけた上で各評点を掛け合わせたもの。

① I w < 0.7 危険度が高い。② 0.7 ≤ I w ≤ 1.0 危険性がある。③ 1.0 ≤ I w 危険性が低い。

【か行】

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のこと。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓から平成 7 年 12 月 25 日に施行された法律で、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、直近では、平成 25 年に改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け等、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進が図られている。

○構造耐力

建築物において、自重（建築物そのものの重さ）、積載荷重（人間・家具・設備の重さ）、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全性を有して対抗する力のこと。

【さ行】

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査のこと。総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

○所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、
その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

ただし、その他の市町村又は特別区の区域において、建築基準法第97条の2第1項又は
第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域においては、建築
基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物のみを対象に、当該市町村又は特別区の長が所
管行政庁となる。

○新耐震基準

建築基準法の改正により、昭和56年6月1日から導入された基準で、それ以前の基準を
旧耐震基準といい区別している。この新耐震基準は、建築物の耐用年数中に何度か遭遇する
ような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇する
ような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を
生じないことを目標に、大地震時に必要な保有水平耐力（建物が地震による水平方向の力に
対して対応する強さ）を建物が保有しているかどうかを検討するように規定している。

【た行】

○耐震化率

建築物総数に対する建築基準法の耐震基準を満たしている建築物の割合のこと。

○耐震診断

建築物について、地震に対する安全性を評価すること。

○東京都耐震改修促進計画（令和3年3月一部改定）

耐震改修促進法第5条第1項の規定により、都内の住宅・建築物の耐震診断及び改修を計
画的かつ総合的に推進するために策定された計画で、市町村における耐震改修促進計画の
策定の指針となる。

○東京都地域防災計画

都における災害に対処し、都民の生命、身体及び財産を保護するため、都が災害対策基本
法に基づき策定している計画のこと。防災に関し、都、区市町村、指定地方行政機関、指定
公共機関、指定地方公共機関等が対処すべき事務又は業務の大綱等を定めている。

○特定緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を促進する必要がある道路として指定し
たもの。その道路に敷地が接する建築物の所有者に対して、耐震化の状況報告の義務と、耐
震診断の義務が課せられている。

【は行】

○非構造部材

柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる構造体以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等のこと。平成23年3月に発生した東日本大震災において、天井材の落下等、非構造部材の被害が発生しており、これらを踏まえ国土交通省において天井の脱落対策に係る基準が新たに定められる等、構造体の耐震化に加え、近年は非構造部材の耐震化も進められている。

○福生市国土強靭化地域計画

国土強靭化基本法の規定に基づき、大規模な自然災害等から市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進することを目的とし、市の国土強靭化に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため「福生市国土強靭化地域計画」（令和3年9月）を策定した。

○福生市総合計画（第5期）

まちづくりの基本理念である「ひと」、「まち」、「くらし」の視点を常に持ちながら、目指すまちの姿「人を育み夢を育む未来につながるまち ふっさ」の実現に向けて施策等を明らかにするもので、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される。市では、目標年次を令和11年として令和2年3月に福生市総合計画（第5期）を策定した。

○福生市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、市の防災対策に関して福生市防災会議が定める計画で、市、防災機関、及び市民が連携して災害予防・対策を図り、被害の軽減を図ることを目的としたもの。市では、修正された東京都地域防災計画や被害想定の内容を踏まえ、平成30年度に計画を修正した。

【ま行】

○民間特定既存耐震不適格建築物（民間特定建築物）

多数の者が利用する一定規模以上の建築物又は特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物のうち、民間が所有する建築物のこと。

【や行】

○要安全確認計画記載建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物）

特定緊急輸送道路の沿道建築物で、一定の高さ以上の建築物のこと。

